

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由 番号)	WTO
1	東天満公園ほか3公園遊具修繕	設備修繕	日都産業(株)	1,085,700	10月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
2	長柄公園ほか5公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,334,300	10月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
3	令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水系低圧電気設備修繕	設備修繕	(株)日立産機テクノサービス	1,042,800	10月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
4	令和5年度中島新橋航空障害灯修繕	設備修繕	(株)ジーエス・ユアサフィールドディングス	1,707,200	10月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
5	駐車場共通回数券ほか2点印刷	08特殊印刷	アマノ(株)	1,907,400	11月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
6	令和5年度 水質試験所ガスクロマトグラフ修繕	備品修繕	島津サイエンス西日本(株)	1,275,120	11月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
7	敷島公園ほか4公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,070,300	11月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
8	令和5年度船着場案内サイン表示装置修繕	設備修繕	(株)ミライト・ワン	1,499,300	11月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
9	工事積算システム用コンピュータ機器(2017年度)一式長期借入(再々リース)	12:02 事務用品賃貸 02 情報処理用機器	F L C S(株)	6,812,080	11月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 7	—
10	小型普通自動車(建設局)長期借入(再リース)	04 自動車賃貸	(株)トヨタレンタリース大阪	2,950,200	11月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 7	—

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由 番号)	WTO
11	令和5年度複合型ガス濃度測定器(道路・河川管理用)修繕	備品修繕	新コスモス電機株式会社	1,447,908	12月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
12	扇町公園事務所車庫兼資材倉庫用電動シャッター修繕	設備修繕	文化シャッターサービス(株)	1,999,990	12月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
13	広小路公園ほか7公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,675,300	12月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
14	九条南公園ほか7公園遊具修繕	設備修繕	日都産業(株)	1,356,300	12月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	—
15	長居公園事務所給湯管修繕(緊急)	設備修繕	(株)丹羽工業所	1,980,000	12月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G 2 3	—

1

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

東天満公園ほか3公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業 株式会社

3 随意契約理由

本件は、鷺洲上公園・西九条上公園の2連ブランコ、東天満公園・鷺洲上公園・恩貴島公園の幼児用ブランコについて修繕を行うものである。

鷺洲上公園・西九条上公園については、2連ブランコの座板腐朽及び鎖・取付け金具の摩耗、東天満公園・鷺洲上公園・恩貴島公園については、幼児用ブランコの座板腐朽及び鎖・取付け金具が摩耗しているため、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所
扇町公園事務所

2

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

長柄公園ほか5公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社 コトブキ

3 随意契約理由

本件は、長柄公園の2連ブランコ、下福島公園・伝法公園のスイング遊具、新家公園・春日出北公園・春日出中公園の複合遊具について修繕を行うものである。

長柄公園については、2連ブランコの座板腐朽及び鎖・取付け金具の摩耗、下福島公園・伝法公園については、スイング遊具の内部ゴム劣化、新家公園の複合遊具のパネル遊具の部材摩耗、春日出北公園・春日出中公園の複合遊具の手摺の腐食、デッキ部が摩耗劣化しているため、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所

扇町公園事務所

3

随 意 契 約 理 由 書

1 修 繕 名 称 令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水系低圧電気設備修繕

2 契 約 相 手 方 (株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する揚水ポンプ現場操作盤は、舞洲スラッジセンターの脱水分離液処理設備を運転制御するために重要な役割を持つ設備であるが、現場操作盤構成部品の故障により揚水ポンプの運転に支障をきたしているため、故障した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、脱水系低圧電気設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、制作会社である(株)日立製作所から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

4

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

令和5年度中島新橋航空障害灯修繕

2. 契約相手方

(株) ジーエス・ユアサフィールドディングス

3. 随意契約理由

今回修繕を行なう中島新橋航空障害灯設備は、航空機に対して構造物の存在を示す為の、航空保安施設であり、航空法第51条に基づき設置されている設備である。

本設備は、老朽化が進み経年劣化により機能が低下していることから、構成部品の取替修繕を行うものである。

本設備は、維持管理に関して航空法施行規則128条により支障が生じた時には直ちに復旧に努める必要性があり、灯器および制御装置の整合性および不具合時の原因究明等、早急な対応が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。よって、本設備の製作者である上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）

5

随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか2点印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路河川部 調整課

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称：令和5年度 水質試験所ガスクロマトグラフ修繕

2. 契約相手方：島津サイエンス西日本株式会社 大阪支店

3. 随意契約理由

水質試験所では、下水道法第21条に基づき、下水処理場放流水に含まれる有害物質を定期的に測定している。

今般、有害物質のうちポリ塩化ビフェニル(PCB)及びアルキル水銀の測定に用いるガスクロマトグラフにおいて、内部の部品劣化による不具合が生じ、能力が低下していることが判明した。現状のままではこれらの測定が滞り、法令を遵守できなくなる恐れがあることから、修繕の必要がある。

上記業者は製造元である株式会社島津製作所の保守サービスを受け持つ唯一の事業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

下水道部施設管理課 水質試験所

随意契約理由書

1 修繕名称

敷島公園ほか4公園遊具修繕

2 契約の相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、敷島公園、内代公園、布屋公園、北関目公園、南関目公園に設置している遊具について修繕を行うものである。

敷島公園、内代公園に設置している複合遊具・滑り部のパネルの老朽化及び金属類の損耗や滑降部箇所ボルト等の欠落が判明。また布屋公園、北関目公園、南関目公園に設置している児童用ブランコの座板部の破損及び金具類の損耗が判明したことから、今後も来園者に対し継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

鶴見緑地公園事務所

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

令和5年度船着場案内サイン表示装置修繕

2 契約の相手方

株式会社ミライト・ワン

3 随意契約理由

今回修繕する船着場案内サイン表示装置（表示盤遠隔制御端末含む）は、道頓堀川遊歩道（とんぼりリバーウォーク）内の太左衛門橋船着場、日本橋船着場及び道頓堀川水門に設置し道頓堀川遊歩道の利用者に洪水警報等の発令時に案内表示を行う設備であるが、経年劣化等による故障及び機能低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、株式会社ミライト・ワンが設計製作したもので、修繕にあたっては製作時と同一の手法を用いて施工し、機能回復及び設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社には施工させられず、かつ修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 案件名称

工事積算システム用コンピュータ機器（2017 年度）一式長期借入（再々リース）

2 契約の相手先

現：FLCS 株式会社（旧：富士通リース（株））

3 随意契約理由

工事積算システム（以下「現システム」という。）は、建設局及び都市整備局の土木工事積算担当職員が積算業務を円滑かつ効率的に行うことを目的としたシステムである。

現システムについては、借入期間満了に伴う機器更新に併せて、BCPの観点から、ATC庁舎ではなく令和5年度に運用が開始された大阪市共通クラウド基盤へ令和5年12月1日に移行する予定としていた。

このため本案件は、現システムのサーバー等機器並びに管理端末、プリンタ等を長期借入契約しているもので、令和5年11月30日まで再リースを行った。

現システムを大阪市共通クラウド基盤へ移行するあたり、デジタル統括室が実施する基盤構築と並行して現システム移行のための仕様調整を行っていたが、最終的な仕様条件がデジタル統括室より8月に提示され、大阪市共通クラウド基盤の条件に適應するために、新たに現行システムの改修作業が必要となった。

そのため、当初は令和5年11月30日までに現行システムの移行を予定していたが、発注仕様の見直し並びにシステム改修に時間を要することから、移行完了時期が令和6年3月31日にずれこむこととなったため、再々リースにより現行機器リースの借入期間を令和6年3月31日まで延長する必要がある。

また、4ヶ月間のリース契約方法について検討するにあたり、複数の業者に聞取りを実施したところ、そのうち1者については、最低3年間のリース契約期間が必要であり、短期間の新機器リース契約を行っていないことが判明した。さらに、新機器が現行機器より高スペックとなること、リース期間が非常に短く、月当たりのリース単価が現行機器より高額となることに伴って借入単価が上がることから、総じて再リースの方が安価であるという意見であった。

以上のことから、地方自治法第167条の2第1項第2号（リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務の必要性があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続）により、引き続き、上記相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課工事監理担当

随意契約理由書

1 案件名称

小型普通自動車（建設局）長期借入（再リース）

2 契約相手方

トヨタレンタリース大阪株式会社

3 随意契約理由書

本件は、令和6年1月31日で借入期間満了となる「平成31年度 小型普通自動車（建設局）長期借入」について、再リースを行うものである。

現在、別途契約中の「令和元年度 小型普通自動車（建設局）長期借入」が令和7年1月31日で借入期間が満了となることから、次回これらの発注を同時に行えるよう、本件を再リースするものである。一括発注を行うことにより、借入単価の低減および入札参加者の増加が見込めるため、スケールメリットがあることから本件について再リースを行い、次年度に2契約分を同時発注することとする。

なお、12か月間のリース契約方法を検討するにあたって複数業者に聞き取りをしたところ、短期間の契約において新車を導入するコストを考えると応札できないことに加えて、費用面においては新たに契約を結び新車を導入するよりも再リースの方が安価であるという意見であったため随意契約により再リースを行うものである。

以上のことから、現在契約中の上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局総務部測量明示課

6 履行期間

令和6年2月1日～令和7年1月31日（12か月）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度複合型ガス濃度測定器（道路・河川管理用）修繕

2 契約相手方

新コスモス電機株式会社

3 随意契約理由

複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される共同溝・道路排水ポンプ場内排水ピット等の道路及び河川施設内での作業において、酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定する機器である。

本件は、当機器を繰返し使用したことによって各センサー・フィルター等の部品の消耗による誤作動等を回避するために、機能点検及び部品の取替を行うものである。

当機器を製作した新コスモス電機株式会社は、製作会社独自の技術を用いた機能点検、部品取替及び部品の調達が可能で唯一の業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課

随意契約理由書

1 修繕名称

扇町公園事務所車庫兼資材倉庫用電動シャッター修繕

2 契約の相手方

文化シャッターサービス株式会社

3 随意契約理由

本件は、当事務所敷地内にある車庫兼資材倉庫用電動シャッターの開閉に不具合が生じているため、修繕を行うものである。

当該倉庫には公園維持管理作業に必要な車両および資材等が保管されており、このままシャッターの開閉ができない状態では、施錠不良による盗難の恐れがあり、倉庫内に保管している物品が適正に管理できず、市民生活に直結する公園の維持管理業務に支障をきたすことから、修繕を行うものである。

本設備は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 扇町公園事務所

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

広小路公園ほか7公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、広小路公園、黒門公園、谷四錦郷公園、玉造公園、空堀桃谷公園、戎南公園、靱公園、松島公園の遊具について修繕を行うものである。

広小路公園、黒門公園、谷四錦郷公園については幼児用ブランコのバケット腐朽及び取付け金具が摩耗しており、靱公園については児童用ブランコの座板腐朽及び取付け金具が摩耗している状況である。

また、玉造公園については複合遊具ザイルクライマー部が摩耗しており、空堀桃谷公園は複合遊具のたる木が腐朽しており、戎南公園は複合遊具の手すりのグラつきが見られる状況である。

また、松島公園についてはスライド遊具の支柱・機構部がグラついており、今後継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所
大阪城公園事務所

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

九条南公園ほか7公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業 株式会社

3 随意契約理由

本件は、九条南公園、九条東公園、江戸堀公園、阿弥陀池公園、阿波座南公園・広田・関谷公園、塩草公園の2連ブランコ及び九条北公園の幼児用ブランコについて修繕を行うものである。

九条南公園、九条東公園、江戸堀公園、阿弥陀池公園、阿波座南公園、広田・関谷公園、塩草公園については、2連ブランコの座板腐朽及び取付け金具が摩耗しており、九条北公園については幼児用ブランコのバケット腐朽及び取付け金具が摩耗しているため、今後も継続的に安全な遊具を提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所
大阪城公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

長居公園事務所給湯管修繕（緊急）

2 契約の相手方

株式会社 丹羽工業所

3 随意契約理由

本件は長居公園事務所内の給湯管から漏水しており、現在、応急処置として止水バルブを閉めているが、少しずつ水が漏れ出して地下ピット内に水たまりができているため、早急に修繕を行うものである。

漏水は配管の亀裂によるものと考えられ、放置すると配管の亀裂が広がり大量に水が漏れ出す恐れがあることに加え、漏水箇所の近くに電線があるため火災につながる可能性もある。また、当該箇所の水漏れが止まらない状態では不必要な水道料金を支出し市民財産を損失させることから早急に修繕を行うものである。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加資格者名簿において給排水衛生冷暖房工事での登録があることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できるため上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所